

県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について

1 趣旨

「働き方改革関連法」が平成30年6月に成立し、平成31年4月から施行されるが、土木関係建設コンサルタント業務等は労働基準上「サービス業」に位置づけられるため、建設業と異なり、猶予無しに残業時間の罰則付き上限規制が適用されることになっており、働き方改革への取組が急務となっている。

このような状況において、平成30年11月5日に開催された（一社）建設コンサルタンツ協会東北支部との意見交換会では、受発注者協働によるワークライフバランスの改善に向けての施策の取組について要望があったことも踏まえ、土木関係建設コンサルタント業務等を発注している者として、受注者の業務環境の改善を支援することを目的に、以下の取組を行うものとする。

2 実施内容

(1)ウィークリースタンス

ウィークリースタンスとは、受注者の長時間労働、休日出勤等の削減を目的に、受発注者双方で1週間のルールを定め、共有することをいう。

県土整備部発注設計業務等においては、以下の事項に取り組むものとする。

- ・ 受注者に依頼を行う際は月曜日を依頼の期限日にしない
- ・ 水曜日及び金曜日は受注者が定時に帰宅できるよう心掛ける
- ・ 受注者が土曜日、日曜日に休暇がとれるよう金曜日には新たな依頼を行わない
- ・ 昼休みや午後4時以降開始の受注者との打合せを行わない
- ・ 受注者に対し定時間際・定時後の依頼を行わない

(2)ワンデーレスポンス

ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応すること（ただし、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。）をいう。

なお、ワンデーレスポンスについては、測量業務共通仕様書第12条、地質・土質調査業務共通仕様書第112条、設計業務共通仕様書第1111条においてそれぞれ「監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。」と記載されている。

3 その他

災害時等やむを得ない緊急事態対応等、考慮しがたい場合については、この限りでない。